

消費税免税制度における別送の取扱い廃止のお知らせ

2025年4月1日より、訪日外国人旅行者向け（日本人の一時帰国者を含む）消費税免税制度における別送の取扱い（注）が廃止されます。

（注）出国時に税関に輸出を証する書類（一定の記載事項を満たした配送伝票等）を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い

詳細につきましては、こちらのリーフレットをご確認ください。

↑（別添2①日本語版フライヤー）のPDFファイルが開くようハイパーリンクを設定する。）

○その他、以下の観光庁ウェブサイトにおいても案内しておりますので、併せてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/page01_000001_00006.html

○内容にかかるお問い合わせは、リーフレットに記載されている相談窓口へ直接ご相談ください。

【連絡先】

在セルビア日本国大使館

担当／領事・警備班

住所： Tresnjinog cveta 13, 11070 Novi Beograd

電話： +381-11-3012800

FAX： +381-11-7118258

領事メールアドレス： consular@s1.mofa.go.jp

大使館ホームページ： http://www.yu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※領事窓口（除く土日祝日）： 8:30-12:30, 13:30-17:00

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>